

金融厅



番号	制度名
金融庁	
金融01	NISAの拡充等
金融02	投資法人に係る税制優遇措置の延長
金融03	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置

## 点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	NISAの拡本的拡充等		
税目	所得税、個人住民税		
区分	■新設	■拡充	□延長

## (1) 達成目標

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（国民の貯蓄から投資へのシフトを促す。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
- ② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。

## 【金融庁の補足説明】

- ① 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「経済財政運営と改革の基本運営方針2022」において、2022年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定することが盛り込まれているところ。ご指摘の目標値については、プランの策定過程において議論になりうるものと考えております。現時点で定めることは困難。
- ② 上記①と同様、目標達成時期についても、現時点で定めることは困難。

## 【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (2) 過去の適用数

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

## なし。

## 【金融庁の補足説明】

—

## 【点検結果】

なし。

## (4) 過去の減収額

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

## 【金融庁の補足説明】

—

## 【点検結果】

なし。

## (6) 過去の効果

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標に対する過去の効果について、「NISAについては、2021年末時点では1,837万口座開設され、残高が12.3兆円になるなど、着実に普及が進んでいる」と説明されているが、年ごとに把握されていない。
- ② 達成目標に対する過去の直接的な効果について、「NISA導入以降、20代～40代を中心、投資をしている人や投資に興味がある人の割合が増加している」と説明されている

が、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

## 【金融庁の補足説明】

- ① ご指摘を踏まえて修正。
- ② 投資を行うきっかけとしては、様々な事情が考えられるが、経済情勢や税制優遇制度の存在など総合的な判断に基づくものと考えられるところであり、アンケート等を実施したとしても、ご指摘の「直接的な効果」を検証することは困難と考えられる。  
なお、金融庁としても、「貯蓄から投資へ」の政策目的を達成するため、NISA制度による環境整備だけでなく、金融リテラシーの向上や金融機関による顧客本位の業務運営の確保等、多方面からの取り組みを行っている。

## 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の効果（令和元年から令和3年まで）について、「令和元年度におけるNISA口座数合計1,399万口座及びNISA口座残高合計8.6億円」等との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (8) 他の政策手段

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。

## 【金融庁の補足説明】

- ① NISAは、「NISA口座（非課税口座）」内で、毎年一定金額の範囲内で購入した金融商品から得られる利益（売却益・分配金）が非課税になる制度であるところ、同様の効果を得る手段について、予算措置等に比較して制度的合理性が認められると考えられる。  
また、NISA制度は、2014年に開始し、これまで一定の実績を積み重ねてきているところ。制度の拡充を図り、更なる普及を図ることが予算措置等に比較して合理的と考えられる。  
なお、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「経済財政運営と改革の基本運営方針2022」において、NISAの拡本的拡充の方向性が明示的に示されている。

## 【点検結果】

- ① 「NISAは、「NISA口座（非課税口座）」内で、毎年一定金額の範囲内で購入した金融商品から得られる利益（売却益・分配金）が非課税になる制度であるところ、同様の効果を得る手段について、予算措置等に比較して制度的合理性が認められると考えられる。また、NISA制度は、2014年に開始し、これまで一定の実績を積み重ねてきているところ。制度の拡充を図り、更なる普及を図ることが予算措置等に比較して合理的と考えられる」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

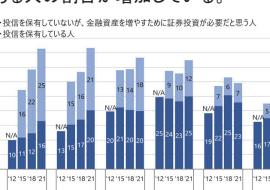
点検項目(1)、(6)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		NISA の抜本的拡充等																												
2	対象税目 ① 政策評価の対象税目 ② 上記以外の税目	法人税: 税(国税1) 法人住民税: 税、法人事業税: 税(地方税1)																													
		所得税: 外、個人住民税: 外																													
3	要望区分等の別																														
4	内容																														
<p>《現行制度の概要》</p> <p>NISA 口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等が非課税となる制度。概要は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>つみたて NISA</th> <th>一般 NISA<sup>※1</sup></th> <th>ジュニア NISA</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資可能期間</td> <td>2042 年まで</td> <td>2028 年まで</td> <td>2023 年まで</td> </tr> <tr> <td>非課税保有期間</td> <td>20 年間</td> <td>5 年間</td> <td>5 年間<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>年間投資枠</td> <td>40 万円</td> <td>120 万円</td> <td>80 万円</td> </tr> <tr> <td>非課税限度額</td> <td>800 万円</td> <td>600 万円</td> <td>400 万円</td> </tr> <tr> <td>対象商品</td> <td>長期の積立・分散投資に適した株式投信</td> <td>上場株式、ETF、REIT、株式投信</td> <td>上場株式、ETF、REIT、株式投信</td> </tr> <tr> <td>対象年齢</td> <td>20 歳<sup>※3</sup> 以上</td> <td>20 歳<sup>※3</sup> 以上</td> <td>20 歳<sup>※3</sup> 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 令和 2(2020) 年度税制改正において、2 階建ての「新しい一般 NISA」に改正済(2024 年 1 月施行予定)</p> <p>※2 ただし、18 歳まで非課税で保有可能とする特例あり</p> <p>※3 2023 年以降は 18 歳</p> <p>《要望の内容》</p> <p>貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める観点から、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的拡充その他所要の措置を講ずること。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第 37 条の 14、第 37 条の 14 の 2、 地方税法附則第 35 条の 3 の 2、第 35 条の 3 の 3 ほか</p>					つみたて NISA	一般 NISA <sup>※1</sup>	ジュニア NISA	投資可能期間	2042 年まで	2028 年まで	2023 年まで	非課税保有期間	20 年間	5 年間	5 年間 <sup>※2</sup>	年間投資枠	40 万円	120 万円	80 万円	非課税限度額	800 万円	600 万円	400 万円	対象商品	長期の積立・分散投資に適した株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信	対象年齢	20 歳 <sup>※3</sup> 以上	20 歳 <sup>※3</sup> 以上	20 歳 <sup>※3</sup> 未満
	つみたて NISA	一般 NISA <sup>※1</sup>	ジュニア NISA																												
投資可能期間	2042 年まで	2028 年まで	2023 年まで																												
非課税保有期間	20 年間	5 年間	5 年間 <sup>※2</sup>																												
年間投資枠	40 万円	120 万円	80 万円																												
非課税限度額	800 万円	600 万円	400 万円																												
対象商品	長期の積立・分散投資に適した株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信																												
対象年齢	20 歳 <sup>※3</sup> 以上	20 歳 <sup>※3</sup> 以上	20 歳 <sup>※3</sup> 未満																												
5	担当部局																														
6	評価実施時期及び分析対象期間																														
7	創設年度及び改正経緯																														
8	適用又は延長期間																														

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進めること。
			《政策目的の根拠》 ○ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定) Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 1. 人への分配と投資 (3) 貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定 我が国個人の金融資産 2,000 兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。この結果、米国では 20 年間で家計金融資産が 3 倍、英国では 2.3 倍になっているが、我が国では 1.4 倍である。 家計が豊かになるために家計の預金が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作る必要がある。 このため、個人金融資産を全世界的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的な拡充を図る。また、現預金の過半を保有している高齢者に向けて、就業機会確保の努力義務が 70 歳まで伸びていることに留意し、iDeCo(個人型確定拠出年金)制度の改革やその子供世代が資産形成を行いやすい環境整備等を図る。これらも含めて、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。
			○ 「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(令和4年6月7日閣議決定) 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点分野 (1) 人への投資 (「貯蓄から投資」のための「資産所得倍増プラン」) 我が国個人金融資産 2,000 兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。投資による資産所得倍増を目指して、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的拡充や、高齢者に向けた iDeCo(個人型確定拠出年金)制度の改革、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など、政策を総動員し、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める。これらを含めて、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	II-1 利用者の利便の向上に適する金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
			③ 達成目標及びその実現による寄与
			《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国民の貯蓄から投資へのシフトを促すこと。 (測定指標) NISA 口座数、NISA 口座における残高
《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 税制上の措置を講ずることにより、投資しやすい環境を創出し、上記の目標実現に寄与する。			

10	有効性等	① 適用数	○NISA 口座数 (単位:万口座)
		年末区分	令和1 2 3
		つみたて NISA	189 303 518
		一般 NISA	1,175 1,220 1,247
		ジュニア NISA	35 45 72
		計	1,399 1,568 1,837
(出典)金融庁「NISA 利用状況調査」			
② 適用額		○NISA 口座における残高 (単位:兆円)	
		年末区分	令和1 2 3
		つみたて NISA	0.3 0.7 1.7
		一般 NISA	8.2 8.3 10.1
		ジュニア NISA	0.1 0.2 0.5
		計	8.6 9.2 12.3
(出典)金融庁「NISA 利用状況調査」			
③ 減収額		○NISA 口座における減収額(推計) (単位:億円)	
		年区分	令和1 2 3
		所得税	243 254 321
		個人住民税	81 85 107
(注)NISA 口座における残高(各年末)に、株式平均利回り(R1:1.88%、R2:1.84%、R3:1.74%)※及び税率(所得税 15%、個人住民税 5%)を乗じて試算 ※日本取引所グループが公表している「株式平均利回り」(東証第一部、単純平均利回り、各年 12月中)			
④ 効果		《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 NISAについては、以下のとおり着実に普及が進んでいる。特に、つみたて NISAについては、20代～40代が全体の 7 割を占めており、若年層にも投資への意識が浸透しつつある。	
		年末区分	令和1 2 3
		NISA 口座数合計(万口座)	1,399 1,568 1,837
		NISA 口座残高合計(億円)	8.6 9.2 12.3

11	相当性	① 税収減を是認する理由等	《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 NISA導入以降、20代～40代を中心に、投資をしている人や投資に関心がある人の割合が増加している。
			
12	有識者の見解	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	(出所)「2021年度 証券投資に関する全国調査」の個票データに基づき野村総合研究所作成
		③ 地方公共団体が協力する相当性	NISAの普及や利用促進を図ることにより、家計の安定的な資産形成の促進と経済成長に必要な成長資金の供給拡大に期待できるとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2022」においても、NISAの抜本的拡充の方向性が示されている。
		13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	日本の個人金融資産 2,000 兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。この結果、米国では 20 年間で家計金融資産が 3.4 倍、英国では 2.3 倍になっているが、我が国では 1.4 倍である。 家計の保有する金融資産を拡大していくためには預金として保有されている資産が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作る必要がある。 このため、個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、NISAの抜本的拡充その他所要の措置を図るものであり、妥当である。
12	有識者の見解	13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。



### 点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	投資法人に係る税制優遇措置の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	□新設	□拡充	■延長

#### (1) 達成目標

##### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（足下の設備投資ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での積極的な後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資を促進する。以下同じ。）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

- ② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

##### 【金融庁の補足説明】

- ① インフラファンド市場は、平成28年6月に第1号案件の上場以来、令和4年7月にかけて7銘柄、時価総額約1,820億円（個人投資家計約10万人）の規模に拡大し、足下でも複数の案件が上場に向けた準備や検討に着手しているところ。今次要望が認められた場合、インフラファンド市場への参入が促進され、市場の幅に広がりが増していくと思料されるものの、現時点において具体的にどれだけの事業者がインフラファンド市場に参加するかは不明であるため、達成水準を定量的に示すことは困難である。

- ② 上記①と同じ。

##### 【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

#### (2) 過去の適用数

##### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数が把握されていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

##### 【金融庁の補足説明】

- ① 過去の適用数については評価書に示す通り。適用法人数が7法人である旨を記載するよう評価書を修正する。

	28年 度	29年 度	30年 度	令和 元年度	2年度	3年度
上場インフラファ ンド数（累計）*	2	4	5	6	7	7

\*毎年3月時点で決算期が到来したファンドの数を集計

##### 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、算出根拠（出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

#### (3) 将来の適用数

##### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数が予測されていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

##### 【金融庁の補足説明】

- ① 今次要望が認められた場合、インフラファンド市場への参入が促進され、市場の幅に広がりが増していくと思料されるものの、現時点において具体的にどれだけの事業者がインフラファンド市場に参加するかは不明であるため、将来の適用数を定量的に示すことは困難である。

##### 【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

#### (4) 過去の減収額

##### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額が把握されていない。

##### 【金融庁の補足説明】

- ① 減収額については評価書において以下の通り示している。  
「投資法人に係るペイスルー課税の特例がない場合、投資法人を用いたインフラファン  
ド市場が存在しなかったと考えられる。すなわち、そもそも税収を生じるべきビジネスが  
ないと考えられることから、税収減は生じないと考えられる。」

##### 【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

#### (5) 将來の減収額

##### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額が予測されていない。

##### 【金融庁の補足説明】

- ① 減収額については評価書において以下の通り示している。  
「投資法人に係るペイスルー課税の特例がない場合、投資法人を用いたインフラファン  
ド市場が存在しなかったと考えられる。すなわち、そもそも税収を生じるべきビジネスが  
ないと考えられることから、税収減は生じないと考えられる。」

##### 【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

#### (6) 過去の効果

##### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標に対する過去の効果（平成28年度から令和3年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

- ② 所期の達成目標に対する過去の効果（平成28年度から令和3年度まで）について、「令和  
2年2月には、第7号銘柄が上場し、令和4年7月現在、7銘柄（時価総額約1,820億円）が上  
場。また、各ファンドの資産規模合計は約3,250億円であり、3年間で再エネ設備の資産が  
約1,880億円の増加」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響  
を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

- ③ 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成状況を踏まえ、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。

<b>【金融庁の補足説明】</b>
① 上場銘柄数については下記のページより確認可能。 <a href="https://www.jpx.co.jp/equities/products/infrastructure/issues/index.html">https://www.jpx.co.jp/equities/products/infrastructure/issues/index.html</a>
② 全適用法人に対して行ったヒアリングを通じて、全法人において、本特例措置が得られない場合には上場インフラファンドを組成しない意向である旨の回答が得られたことから、これまでに7銘柄が上場されてきたこと自体が本特例措置の直接的な効果である。
③ インフラファンド市場への積極的な民間投資が促進されたことにより、上場インフラファンドの合計資産額は年々増加している。足下でも設備投資ニーズがあり、今後見込まれる潜在的なニーズと併せて税制面での積極的な後押しが必要であると考えられる。
<b>【点検結果】</b>
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (7) 将来の効果

<b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b>
① 達成目標に対する将来の効果について、「足下の設備投資ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での積極的な後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資を促進」と説明されているが、定量的に予測されていない。
<b>【金融庁の補足説明】</b>
① 今次要望が認められた場合、インフラファンド市場への参入が促進され、市場の幅に広がりが増していくと思料されるものの、現時点において具体的にどれだけの事業者がインフラファンド市場に参加するかは不明であるため、将来の効果を定量的に示すことは困難である。
<b>【点検結果】</b>
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (8) 他の政策手段

<b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b>
なし。
<b>【金融庁の補足説明】</b>
一

<b>【点検結果】</b>
なし。

点検項目(1)、(2)、(3)、(4)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(4)過去の減収額が把握されておらず、(3)将来の適用数及び(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1	政策評価の対象とした政策の名称	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税: 義) (国税7) (法人住民税: 義、法人事業税: 義) (自動連動) (地方税9) ② 上記以外の税目 —
3	要望区分等の別	
4	内容	
	<p>《現行制度の概要》 再生可能エネルギー発電設備(以下「再エネ設備」)を主たる投資対象資産とする投資法人について、一定の要件の下、従来のペイスラー課税対象資産を主たる投資対象資産とする投資法人と同様の税制優遇措置が認められている。</p> <p>《要望の内容》 投資法人に係るペイスラー課税の特例に鑑み、再エネ設備について、令和5年3月末までとなっている取得期限を延長すること。</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法第67条の15</p>	
5	担当部局	
6	評価実施時期及び分析対象期間	
7	創設年度及び改正経緯	
8	適用又は延長期間	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠  《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として、インフラファンド市場の持続的な成長の実現のために必要な環境整備を行う。  《政策目的の根拠》 日本再興戦略2016(抜粋) 第2 具体的施策 II 生産性革命を実現する規制・制度改革 2-2 活力ある金融・資本市場の実現⑤金融資本市場の利便性向上と活性化 投資家がインフラ資産に容易に投資できるよう、インフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を図る。  投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号) (目的)

			第一条 この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	II-1 利用者利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 III-1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 再エネ設備の取得期限(令和5年3月末まで)により本件税制優遇措置が実質的に日切れとなるところ、本件税制優遇措置の延長により、足下の設備投資ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での積極的な後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資を促進する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 上記達成目標の実現により、引き続き設備投資ニーズに対応しつつ、インフラファンド市場への積極的な民間投資が促進され、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として更なるインフラファンド市場の持続的な成長の実現が図られる。
10	有効性等	① 適用数	平成28年6月に第1号案件が上場し、令和2年2月には、第7銘柄が上場。令和4年7月現在、7銘柄(時価総額約1,820億円、個人投資家計約10万人)が上場しており、本件税制優遇措置の適用法人は7法人。また、各ファンドの資産規模合計は約3,250億円であり、3年間で再エネ設備の資産が約1,880億円の増加。 足下において、これまでに上場した7銘柄に引き続き、上場に向けて具体的な検討に着手した新規上場案件が複数存在しており、再エネ設備の取得期限の延長により、これらの案件について本件税制の適用が見込まれる。
		② 適用額	—
		③ 減収額	投資法人に係るペイスラー課税の特例がない場合、投資法人を用いたインフラファンド市場が存在しなかったと考えられる。すなわち、そもそも税収を生じるべきビジネスがないと考えられることから、税収減は生じないと考えられる。
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成28年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスラー課税対象資産とみなす期間が延長(10年→20年)されたことを受け、平成28年6月に第1号案件が上場されたほか、平成29年度税制改正及び令和2年度税制改正にて、再エネ設備の取得期限がそれぞれ3年間延長された。こうしたことを受け、これまでに7銘柄が上場された。令和4年7月現在、各ファンドの資産規模合計は約3,250億円であり、3年間で再エネ設備の資産が約1,880億円増加。 足下では引き続き上場に向けて具体的な検討に着手した新規上場案件が複数存在しており、再エネ設備の取得期限の延長により、これらの案件を含め、再エネ資産へのさらなる投資が見込まれる。 令和5年3月末をもって実質的に日切れとなる本件税制優遇措置の延長により、足下の設備投資ニーズや今後見込まれる潜在的なニー

		ズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資が促進され、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として更なる同市場の持続的な成長の実現が図られる。																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th><th>令和元年度</th><th>2年度</th><th>3年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上場インフラファンド数(累計)※</td><td>2</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>7</td></tr> <tr> <td>ファンドの合計資産額(億円)</td><td>79</td><td>790</td><td>1,175</td><td>1,646</td><td>2,514</td><td>3,193</td></tr> </tbody> </table>		28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	上場インフラファンド数(累計)※	2	4	5	6	7	7	ファンドの合計資産額(億円)	79	790	1,175	1,646	2,514	3,193
	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度																	
上場インフラファンド数(累計)※	2	4	5	6	7	7																	
ファンドの合計資産額(億円)	79	790	1,175	1,646	2,514	3,193																	
※毎年3月時点で決算期が到来したファンドの数を集計																							
《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 令和2年2月には、第7号銘柄が上場し、令和4年7月現在、7銘柄(時価総額約1,820億円)が上場。また、各ファンドの資産規模合計は約3,250億円であり、3年間で再エネ設備の資産が約1,880億円の増加。																							
⑤ 税収減を是認する理由等	—																						
11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	投資法人については、特定資産から生じた利益を投資家に分配する場合には、導管的な器(ピークル)に過ぎないものであることから、税制上もこれに適合した課税上の取扱いをすることが妥当である。																					
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。																					
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—																					
12 有識者の見解	—																						
13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月(金融01)																						

## 点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置		
税 目	法人事業税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られること。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値及び測定指標）が定量的に示されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

③ 所期の達成目標（銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること。以下同じ。）から新たな達成目標へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。

【金融庁の補足説明】

①・② 達成目標は「機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られること。」であり、その性格上、計数的な指標をもって定量的にお示すすること、達成時期を明示的にお示しすることは困難です。

③ 従前の達成目標として記載していた「銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること。」について、より分かりやすく具体的に記載する観点から、機構の設置法である保有制限法第5条の機構の設置目的の規定をもとに「機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られること。」と記載したものであり、達成目標を変更したものではありません。

参考：銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）  
(目的)

第五条 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、銀行等による対象株式等の処分及び銀行等と相互にその発行する株式を保有する銀行等以外の会社による当該銀行等の株式の処分が短期間かつ大量に行われることにより、対象株式等の価格の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないようにするため、銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ることを目的とする。

【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。  
③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。【金融庁の補足説明】  
—【点検結果】  
なし。

## (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。【金融庁の補足説明】  
—【点検結果】  
なし。

## (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額について、その算定の基礎となる「資本金等の額（284.8億円）」に関し、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。  
② 過去の減収額について、地方税法に基づき把握される影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【金融庁の補足説明】

- ① ご指摘を踏まえ、10有効性等②適用額欄に以下の通り追記しております。  
資本金等の額=一般勘定の当初拠出金（107.0億円）+特別勘定の売却時拠出金（177.8億円）=284.8億円  
(出典：銀行等保有株式取得機構「令和3事業年度決算に関する報告書」)  
② ご指摘を踏まえ、10有効性等③減収額欄に以下の通り追記しております。  
(出典：地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書)

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額について、その算定の基礎となる「資本金等の額（284.8億円）」に関し、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【金融庁の補足説明】

- ① ご指摘を踏まえ、10有効性等②適用額欄に以下の通り追記しております。  
資本金等の額=一般勘定の当初拠出金（107.0億円）+特別勘定の売却時拠出金（177.8億円）=284.8億円

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の達成目標に対する過去の効果について、「本特例措置により、平成16年度から平成26年度の各年度で57百万円、27年度86百万円、28年度から令和4年度の各年度で144百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており」

<p>と説明されているが、定量的に把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p><b>【金融庁の補足説明】</b></p> <p>① 機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による株式等の処分等の円滑化が図られており、達成目標は実現されていると評価できるものと思料します。 なお、達成目標の性格上、達成目標に対する効果について、本特例措置による減収額以外の計数的な指標をもって定量的にお示しすることは困難です。</p> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

<p>めに要する費用の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。</p> <p>7 (略)</p> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

<p><b>(7) 将來の効果</b></p> <p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標に対する将来的効果について、「本特例措置により、平成16年度から平成26年度の各年度で57百万円、27年度86百万円、28年度から令和4年度の各年度で144百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による株式等の処分等の円滑化が図られており」と説明されているが、定量的に予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p><b>【金融庁の補足説明】</b></p> <p>① 本特例措置による税負担の軽減は、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構のセーフティネットとしての機能発揮がなされることで、達成目標の実現が見込まれるものと思料します。 なお、達成目標の性格上、達成目標に対する効果について、本特例措置による減収額以外の計数的な指標をもって定量的にお示しすることは困難です。</p> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

<p><b>(8) 他の政策手段</b></p> <p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとすることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p> <p><b>【金融庁の補足説明】</b></p> <p>① 機構は、設置法である保有制限法第57条第6項において、解散時に債務超過している場合には、国庫による支出（国民負担）ができることとされており、当該政策手段を取ることを回避するため、租税特別措置を取ることとしたものです。</p> <p>参考：銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）（抄） (解散) 第五十七条 1～3 (略) 4 残余財産の額が分配限度額を超えるときは、当該超える額を国庫に納付する。 5 前二項の分配限度額とは、当初拠出金の総額と売却時拠出金の総額の合計額（一般勘定において損益計算上利益を生じた場合にあっては当該利益の額を加え、損益計算上損失を生じた場合にあっては当該損失の額を控除した額）の二倍に相当する額をいう。 6 政府は、機構が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に対し、当該債務を完済するた</p>
--

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(地方税 15)(法人事業税: 義)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		
4	内容		
<p>《現行制度の概要》 銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)については、令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の額を10億円とする課税標準の特例措置が講ぜられている。</p> <p>《要望の内容》 当該措置を機構の存続期限まで延長すること。</p> <p>《関係条項》 ・地方税法第72条の12第2号 ・地方税法附則第9条第3項</p>			
5	担当部局		
6	評価実施時期及び分析対象期間		
7	創設年度及び改正経緯		
8	適用又は延長期間		
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、銀行等による株式等の処分等が円滑化されることにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。</p> <p>《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律 (目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		③ 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、機構のセーフティネットとしての機能が発揮され、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られることにより、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に資する。
10		① 適用数 本特例措置の創設以降、適用対象は機構のみであり、今後においても機構のみが適用対象となる。
等	② 適用額 適用総額は、各年度 274.8 億円(資本金等の額(284.8 億円) - 特例適用後課税標準(10 億円))である。  資本金等の額=一般勘定の当初拠出金(107.0 億円)+特別勘定の売却時拠出金(177.8 億円)=284.8 億円 (出典:銀行等保有株式取得機構「令和3事業年度決算に関する報告」)	③ 減収額 ○減収額 平成 16 年度から平成 26 年度まで各年度 57 百万円 平成 27 年度 86 百万円 平成 28 年度から令和4年度まで各年度 144 百万円 ○減収見込み額 令和5年度以降、144 百万円  《算定根拠》 本特例措置の適用総額 × 法人事業税(資本割)税率 = 27,478,679 千円 × 0.21% = 57,705 千円(～平成 26 年度) = 27,478,679 千円 × 0.315% = 86,557 千円(平成 27 年度) = 27,478,679 千円 × 0.525% = 144,263 千円(平成 28 年度～令和元年度) = 27,480,679 千円 × 0.525% = 144,273 千円(令和2年度以降)  (出典:地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書)
		④ 効果 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本特例措置により、平成 16 年度から平成 26 年度の各年度で 57 百万円、27 年度 86 百万円、28 年度から令和4年度の各年度で 144 百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による株式等の処分等の円滑化が図られており、金

		融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資している。  『達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果』 本特例措置が延長されなかった場合、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保がされず、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われないことで、セーフティネットとしての機能が発揮されず、銀行等による株式等の処分等が円滑に行われないこととなり、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展が阻害されるおそれがある。
	⑤: 税収減を是認する理由等	本特例措置を講ずることにより、令和5年度以降の各年度において法人事業税 144 百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることに繋がる。 その結果、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による株式等の処分等の円滑化が図られ、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に寄与していることから、税収減を是認する効果があるといえる。
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>機構は、銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ることを目的としており、セーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。</p> <p>当該業務は機構のみが担っており、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、セーフティネットとしての機能が発揮されるには、引き続き、租税特別措置によることが妥当である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例措置により、機構のセーフティネットとしての機能が発揮され、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られることにより、金融システムの安定性の確保等に貢献している。</p> <p>その結果、銀行等が地域において金融機能を円滑に発揮することが可能となり、地域経済の健全な発展に寄与するものであることから、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月(R1 金融 03)

